コンタクトレンズ検査料に関するお知らせ

当院は厚生労働省の定める施設基準「コンタクトレンズ検査料１」を取得しておりますので、コンタクトレンズの装用を目的に受診された際の医療費（診療報酬点数）は以下のようになります（コンタクトレンズとは関係のない診療が行われた場合は別途計上されます）。

○　診察料　　初診料　　291 点

外来診療料　　77 点

※ 平成 18 年 4 月以降、当院または当院以外の JA 愛知県厚生連の病院にコンタクトレンズの装用を目的として受診され、コンタクトレンズ検査料が算定されている場合は、当院の診療が初診に該当する場合であっても、外来診療料の算定となる場合がありますのでお申し出ください。

○　コンタクトレンズ検査料１　　200 点

コンタクトレンズに係る診療を行う医師及び眼科診療経験

第一眼科医長　　南波　里奈　　9 年

第二眼科医長　　丸山　司　　7 年

※ 診察日につきましては、眼科診察担当医表をご参照下さい。

上記について、ご不明な点は職員までお尋ね下さい。

病院長